

兵庫県警察ワークライフバランス等推進委員会設置要領（例規甲）

令和2年3月12日
兵警務例規第8号

兵庫県警察ワークライフバランス等推進委員会設置要領を下記のように定め、令和2年4月1日から実施する。

記

1 設置

警察本部に、兵庫県警察ワークライフバランス等推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、ワークライフバランス等の推進のための取組計画に基づく措置及び進捗状況の分析、評価等を行うことを任務とする。

3 組織等

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

委員長 警務部長

副委員長 警務部参事官兼警務課長

委員 総務部参事官兼総務課長

刑事部参事官兼刑事企画課長

刑事部参事官兼組織犯罪対策局組織犯罪対策課長

生活安全部参事官兼生活安全企画課長

地域部参事官兼地域企画課長

交通部参事官兼交通企画課長

警備部参事官兼公安第一課長

4 会議

(1) 委員長は、必要の都度委員会を招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 調査研究部会

(1) 委員会に、委員長が命ずる事項の企画、調査及び研究に当たらせるため、調査研究部会（以下「部会」という。）を置く。

(2) 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

部会長 警務部参事官兼警務課長

副部会長 警務部警務課管理官（総合企画担当）

部会員 委員の属する所属の課長補佐の職にある者のうち、当該所属の長が指定するもの

(3) 部会長は、必要の都度部会を招集し、議事を主宰する。

(4) 部会長は、必要があると認めるときは、部会長の指名する部会員をもって構成する小部会を開催することができる。

(5) 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、部会への出席を求めることができる。

6 庶務

委員会及び部会の庶務は、警務部警務課において行う。